

競争参加者の資格に関する公示

朝霞（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務及び建設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和６年６月１７日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 二又 知彦

- １ 案件名 朝霞（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務
- ２ 履行場所 東京都練馬区ほか
- ３ 案件概要

ア 技術協力業務

（ア）業務内容

イの対象施設に係る計画準備、技術協力業務（実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案及び設計調整協議）

（イ）履行期間 契約締結日の翌日から令和１１年３月１５日まで

（ウ）本技術協力業務（以下「本案件」という。）について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 対象施設

（ア）陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区）

a 建替施設（建替後の施設）

厚生施設

構造：３階建て

規模：建物延べ面積 約 13,800 m²

ほか 58 棟

b 改修施設

庁舎

構造：地上５階／地下２階建て

規模：建物延べ面積 約 17,300 m²

ほか 81 棟

c 解体施設

隊舎

構造：４階建て

規模：建物延べ面積 約 7,900 m²

ほか 57 棟

（イ）陸上自衛隊朝霞訓練場（埼玉県朝霞市）

a 建替施設（建替後の施設）

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 10,400 m²

ほか2棟

b 改修施設

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 4,800 m²

ほか4棟

c 解体施設

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 11,300 m²

ほか4棟

(ウ) 陸上自衛隊朝霞高射教育訓練場（埼玉県朝霞市）

a 建替施設（建替後の施設）

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 100 m²

b 改修施設

庁舎

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 970 m²

c 解体施設

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 140 m²

4 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

- (1) 交付期間 令和6年6月17日から同年9月6日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

(2) 交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800（内線2819、2443又は2442）

FAX 048-600-1842

- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和6年6月17日から同年7月23日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。最終日は正午まで。
- (2) 提出場所 上記4(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、本案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」（令和6年6月17日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより交付する説明書の別冊様式第2-1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和6年7月23日以降、本案件に係る優先交渉権者の選定日まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする（最大10者）。

ア 代表者は、防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。

イ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点以上、代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」が990点以上の者を1者以上加え、それ以外は「建築一式工事」又は「土木一式工事」が830点以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」が870点以上のいずれかであること。

ウ 申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次に示す同種工事について、平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、説明書による。）。

(ア) 代表者

- ・国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積8,200㎡以上(1棟当たり)の新設建築工事

(イ) 代表者以外の構成員

a 「建築一式工事」の990点以上を有する者

- ・国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積4,100㎡以上(1棟当たり)の新設建築工事

b 「土木一式工事」の990点以上を有する者

- ・国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、建物附帯土木工事

c 「建築一式工事」に係る格付を有する者（(a)以外）

- ・国内における工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設又は改修建築工事

d 「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」に係る格付を有する者（「土木一式工事」は(b)以外）

- ・国内における工事のうち、建物附帯で、土木、電気、機械又は通信工事

また、(イ)については、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種を一括で発注した工事の一次下請け業者として、完了した工事の実績も認める（詳細については、別紙（一次

下請け表明)の1に記載のとおり。)。

イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事又は電気通信工事のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及びそれぞれの工種に係る主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 7 上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記5により申請することができる。この場合、上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、本案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が本案件の見積合わせまでに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から本案件に係る建設工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、本案件の受注者以外の者であっては、本案件に係る建設工事請負契約が締結された日までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「朝霞(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇最適化事業建設共同企業体」とする。
- (2) 本案件に係る手続きに参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。